

# 令和 8 年度宇治市介護保険事業者等指導監査実施方針

## 1 基本方針

介護保険法第 8 条第 1 4 項及び第 2 4 項並びに第 8 条の 2 第 1 2 項及び第 1 6 項並びに第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する事業（以下「介護保険事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険事業を行う事業者（以下「介護保険事業者等」という。）に対して指導・監査を行うこととする。

## 2 根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）
- (2) 宇治市指定居宅介護支援事業所等指導要項
- (3) 宇治市指定居宅介護支援事業所等監査要項
- (4) 宇治市介護予防支援事業者等指導要項
- (5) 宇治市介護予防支援事業者等監査要項
- (6) 宇治市地域密着型サービス事業者等指導要項
- (7) 宇治市地域密着型サービス事業者等監査要項
- (8) 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要項
- (9) 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要項

## 3 対象

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) 介護予防支援事業所
- (3) 地域密着型サービス事業所
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業事業所

## 4 指導の形態

- (1) 集団指導
- (2) 運営指導

介護保険事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

3 の対象（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況

以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する場合がある。

## 5 集団指導

介護保険事業者等を対象に年1回実施する。実施方法については、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。）の活用による動画配信や資料掲載とする場合がある。

## 6 運営指導

### （1）対象選定方法

対象事業所の選定に当たっては、宇治市に所在地がある事業所等を対象に、6年に1回を目安として、（4）「指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、直近の運営指導の結果、指摘事項が多数確認された事業所の場合は、この限りではない。また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する介護保険事業者等が開設する事業所等についても、原則として運営指導の対象とする。

なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮することとする。

### （2）指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

### （3）指導日数

原則として、1事業所につき半日若しくは1日とする。

### （4）指導の重点事項

#### ①法令遵守事項

##### ○人員、設備及び運営の状況

- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・ハラスメント対策
- ・感染症や災害への対応力向上等

##### ○適切な介護サービスの提供

- ・高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供する事業所への重点的な指導
- ・他の介護サービス事業所と併設されている居宅介護支援事業所に対して運営指導を行う際に、他の介護サービス事業所の指定権限を有する京都府等と連携

##### ○不正事案等に対する厳正な対処

- ・監査及び処分の権限の適切な行使

- ・不正等の事実を確認し、同一法人の他事業等について適切であったかどうかを確認する必要がある場合、関係機関に情報提供

## ②報酬等請求事項

- 介護給付費及び第1号事業支援費（以下「介護給付費等」という。）の適正な算定のための根拠資料の把握及び記録確認
- 介護職員等処遇改善加算の拡充

## ③尊厳保持（サービス提供）事項

- 利用者の生活実態の把握
- 介護計画の一連のプロセス
- 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度理解等

## (5) 自主点検の実施

毎年、自主点検表により、自らの事業所の取組みについて確認をお願いしているが、運営指導の対象から外れた事業所は、「運営指導による文書指摘事項の具体例」の確認事項等を中心に、自主点検に取り組むこと。

## 7 監査

### (1) 監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険事業者等、介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、運営指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

### (2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として係長級以上の職員を充てる。

## 8 指導・監査後の処理

### ア 文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該介護保険事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

### イ 自主点検及び自主返還指示

運営指導において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費等の算定又はその請求に関し不適切な事実を確認したときは、当該介護保険事業者に対し、

当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費等の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係機関に通知する。

#### ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案してアの文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

#### エ 業務改善命令

ウの勧告を受けた介護保険事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

#### オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等の指定等を取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

#### カ 加算金

指導・監査の結果、介護給付費等の返還が生じる場合であって、介護保険事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費等の支払を受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該介護保険事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係機関に通知する。

#### キ 公表

ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又はエ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

#### ク 聴聞等

オの処分を行おうとする場合には、宇治市行政手続条例（平成9年宇治市条

例第3号) 第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。

ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。